

中学校長

教 育 指 導 課 長

緊急事態宣言延長に伴う中学校の部活動の条件を付しての  
試行的な活動（再開）について

各中学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切なお対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、3月5日（金）に埼玉県を含む1都3県に発令されていた緊急事態宣言が、3月21日（日）まで延長されました。部活動の再開については、市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、下記のとおり、条件を付して試行的に活動することとします。

つきましては、安心・安全な部活動の再開について、生徒や保護者のご理解やご協力をいただきながら段階的に再開できるようご対応をお願いいたします。

また、引き続き、学校におかれましては、感染拡大リスクを可能な限り軽減しながら教育活動を実施するようお願い申し上げます。

記

1 再開の基準

- ・原則として、国や埼玉県の方針や緊急事態宣言等において、部活動を制限するものが発令されていない。
- ・狭山市及び市内小中学校の児童生徒の中で、新型コロナウイルスの感染（拡大）が認められない。

2 各学校における実施の判断

- ・国や県の方針、及び狭山市内の感染状況を踏まえるとともに、児童生徒の安全確保や保護者等の意見を十分に考慮した上で、別紙1・2を参照に、実施の可否について校長が適切に判断をする。

3 再開後の活動

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考に活動を再開する。